

改正案	現行
<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二十七条の二 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五）により会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>（削除）</p>	<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二十七条の二 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五）により会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 当該事業年度に係る計算書類（その附属明細書を含む。以下この項において同じ。）の監査をする時における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に表示すべき事項をいう。以下この項において同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）において承認又は報告をしたものと異なるものに修正されている場合において、当該事業年度に係る計算書類が当該修正後の過年度事項を前提として作成されているときは、会計監査人は、当該修正に係る事項をも、監査しなければならない。連結計算書類についても、同様とする。</p>